



ニッポンの「一票の格差」 是正論議こそ是正せよ！

第4回 2倍以内であるかどうかの問題ではない

2012年6月27日（水） 福元 健太郎、堀内 勇作

今回は、「ねじれ国会」という現象を巡る「ヤバい」議論について指摘した。今回のテーマは、会期延長が決まった本国会において、またメディアにおいて、今まさに白熱した（しかし、必ずしも建設的ではない）議論が交わされている「一票の格差」問題である。

一体、格差は何倍までならいいの？

投票価値の不平等を評価する上で裁判所やマスコミで使われる指標は、各選挙区の定数（選出する議員の数）を人口数で割った値の、最大値を最小値で割った比である。この「最大値÷最小値」がある一定値以上になると、問題視される。具体的には、衆議院では、昔の中選挙区制で3倍、今の小選挙区制で2倍を越えると、合憲性に黄信号が灯り始める。参議院については、最高裁判事によって、2倍、3倍、4倍、5倍、と様々だ。

日本では、この「最大値÷最小値」が許容範囲を超えると、数値を小さくするため「A増B減」と呼ばれる定数は正措置がなされてきた。中選挙区時代に実施された1986年の衆議院の8増7減を例にとると、定数÷人口の値が多い7つの選挙区から1議席ずつ減らし、その値が小さい8つの選挙区に1議席ずつ増やす措置だ。また、小選挙区が導入された以降に実施された2002年の5増5減は、5つの道県から1議席ずつ減らし、5つの県に1議席ずつ増やす措置であった。

筆者たちがまず「ヤバい」と思う問題は、判決における最大値÷最小値の許容範囲の根拠を裁判所が示していないことである。例えば参議院について、2倍の根拠として、「1人1票の原則」からすると「1人が2票以上の投票権を有する」事態を避けるべきだから、という理屈がよくある。しかしこれでは、何故1.5倍や2.5倍でなく2.0倍なのかは分からない。「2倍という数値は、常識的で分かりやすい」、「2倍は理論的、絶対的な基準とまではいえない」と判決文に付された意見で告白した裁判官も過去にいたが、正直な思いだろう。だが何の理論も哲学もなく、何となく2倍だと問題かな、という判事の主観が最高裁の判断基準になっていることは、問題だと言わざるを得ない。

そもそも最大値÷最小値に意味があるのか？

そもそも「最大値÷最小値」は、不平等の程度を表す指標としてはまったくふさわしくない。投票価値の不平等の代わりに経済的な不平等を考えてみれば、最大値÷最小値だけに基づいて議論することが何故不適切かは、火を見るより明らかであろう。最大値÷最小値を使って「一票の格差がC倍だ」と言うのは、今年の『フォーブス』誌で日本一金持ちとされた柳井正・ファーストリテイリング会長の資産額約800億円を、（負債を除き）最低の（0円だと割れないので）1円で割って、「資産格差が800億倍だ」と言っているのに等しい。

経済的な不平等を論じるのに、こんな極端な指標を使っている人はもちろんいない。経済学者の間では、全般的な不平等の程度を表すジニ係数などの指標を用いることが常である。ならば、「投票価値の不平等」についても、両極端を比べるのではなく、全体的な傾向を検討するべきだ。

実は政治学でも、そうした指標がいくつも提唱されてきている。その中で最もよく使われるのが、ルースモア・ハンビー指標（LH指標）と呼ばれるものである。詳しい説明は省略するが、これは、全国の中で各選挙区が占める人口の割合が、議席の割合からどれほど乖離しているかを示すもので、完全に定数均衡なら0となり、完全に不均衡なら1になる。つまり、少なければ少ないほど格差が小さいことになる。

そこで筆者（堀内）は、元・米エール大学助教授の斉藤淳氏との研究において、戦後の衆議院の投票価値の不平等の推移を、最大値÷最小値だけでなくLH指標によっても測定してみた。すると、「A増B減」と呼ばれる定数是正措置は、最大値÷最小値をぎりぎり許容限度いっぱいまで小さくしたが、LH指標を十分に小さくする結果にならなかったことが分かった。要は、「A増B減」のような対症療法では、投票価値の不平等の改善にはならないのである。

定数配分に数式化されたルールが必要

投票価値の不平等の是正方法に関する議論において、定数配分を自動的に算出するような、数式化されたルールがないことも、筆者らは「ヤバイ」と思う。

実は参議院が1947年に設置された時に、定数は各都道府県の人口に基づき比例配分されたのだが、その配分ルールは「ヘア式」と呼ばれるものと同じであった（注：ヘア式では、総人口を総定数で割った値を基数とし、各選挙区の人口を基数で割り、その商の整数部分を議席として与え、余った議席は先ほどの商の小数部分が大きい選挙区から順に与える）。これはLH指標、ひいては死票を最も少なくする定数配分方法であった。また米国下院では、各州への定数配分が「ヒル式」比例法というルールによって機械的になされているが、これはLH指標とはやや違った「平等比例指標」を最適化するという長所がある。このように定数配分が何らかの数式化されたルールに則っていれば、投票価値の不平等の上限は「理論的」に決まるのである。

しかし、その後の参議院においても、また旧中選挙区制時代の衆議院においても、定数配分を決める数式化されたルールはなく、先述した「A増B減」によって恣意的に決められている。現在議論を呼んでいる衆議院の「0増5減」も、必ずしも数式に基づく配分案ではない。

中立的な裁判官が決めたこと、なのか？

「そうは言っても、定数配分が違憲かどうかは、裁判官が専門的な見地からきちんと判断するのだから、彼らに任せれば良いではないか」と思う読者もいるかもしれない。何しろ、日本国憲法第73条第3項には「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」と書かれているのだから。

しかし我々（一部の）政治学者は、建前をあまり信じない。むしろ実際にどうなっているかの方に関心を持つ。裁判官は本当に中立なのだろうか。米ハーバード大学のマーク・ラムザイヤー教授と米インディアナ大学のエリック・ラスムッセン教授による、日本のデータを使った数量分析によれば、答えは否だ。

分析結果から、最高裁の意向に反して定数不均衡を違憲と判示した下級裁判所の裁判官は、そうでない裁判官と比べて、その後出世していないことが分かった。具体的には、部総括判事（中央省庁で言えば課長級に相当し、裁判長を多く務める）に就いたり司法行政に携わったりすることが少なく、支部の裁判所に飛ばされる可能性が高くなる傾向があった。これは、出身大学や司法試験の受験回数やら、他の要因の影響を取り除いても当てはまった。また、青年法律家協会という左翼系の団体に入っていた裁判官も、やはり出世が遅い（部総括判事に就くのが遅い）。

裁判官も人の子である。こうした人事システムでは、定数格差が違憲であるという判決を出す裁判官が少ないのも、不思議ではない。

定数が是正されなかったのは自民党に有利だったから？

「現在の定数配分は田舎に厚く都会に薄い。つい最近まで万年与党だった自民党が田舎で強く都会で弱いので、是正されない」という説がある。確かに、「定数配分は田舎に厚く都会に薄い」のも「自民党が田舎で強く、都会で弱い」のも事実だが、だからといって両者に因果関係があるとは限らない。筆者（福元）は、過去の全ての参議院議員選挙について、定数格差を最小化するような定数は正措置を実施したと仮定した上での、自民党の議席数をシミュレーションで計算した。

すると上記見解からすれば意外なことに、定数は正をしてもしなくても、自民党の議席数はほとんど変わらなかった。中には定数は正をした方が自民党の議席が増える年すらある。つまり、定数配分が是正されなかった理由を、自民党が田舎で強く都会で弱いことに求めるのは難しい。

そもそも、投票価値の不平等が糾弾される時、その根拠は何だろうか。社説などに書かれるメディアの議論も、国会における議論も、そのほとんどは、「憲法に違反するから」というものである。違憲状態というのは、確かに問題ではあるが、ほとんどの読者にはいま一つピンと来ないのではないだろうか。

投票価値の不平等が暮らしに影響

実は投票価値の不平等が放置されると、様々な政治的・政策的な問題が発生し、人々の暮らしに影響を与える。例えば、投票価値が低い人には政府から来るお金も少なくなることを、前述の斉藤氏との共著論文で、筆者（堀内）は次のように明らかにした。

日本において、1994年に中選挙区制を小選挙区比例代表並立制にした選挙制度改革は、唯一の抜本的な定数は正でもあった。すなわち、1人当たりの議席数が多かった田舎では議席数が劇的に減り、逆に、1人当たり議席数が少なかった都会では議席数が大幅に増えた。その結果、1人当たりの補助金の額も田舎では減り、都市では増えた。同じ傾向は、例えば米国などでも見られる。政治家は現金なもので、票をたくさんくれるところには見返りをたくさん渡す存在なのだ。

現代政治学における計量的研究によると、投票価値の不平等は、補助金配分に対する影響のみならず、様々な政策決定にも、政党や有権者の行動にも影響を及ぼしていることが示されている。だが驚く

べきことに、投票価値の不平等が政策に具体的な影響を及ぼしているという点は、メディアにおいても、国会においても、ほとんど議論されていない。

是正されない「一票の格差」 是正論争

最高裁は2011年の判決で、一票の格差が2.30倍となった2009年衆院選を「違憲状態」と判断した。その後、格差是正を巡って、国会でもメディアでも議論が続いているが、解決の見通しは立っていない。この問題について改めて考える絶好の機会である今こそ強調したい。最大値÷最小値の比だけに注目した憲法論争は、百害あって一利なしだ。投票価値の不平等の状況をデータで適切に把握し、かつ、それが政治的・政策的な帰結をもたらす可能性があることを十分に理解した上で、投票価値の平等に向けての議論を深めていかなければならない。

参考文献

“Reapportionment and Redistribution: Consequences of Electoral Reform in Japan”(Yusaku Horiuchi, Jun Saito 共著)「American Journal of Political Science」 Vol. 47, Issue 4, 669ページ～682ページ (2003年10月)

『Measuring Judicial Independence: The Political Economy of Judging in Japan』(J. Mark Ramseyer, Eric B. Rasmusen 共著、University of Chicago Press、2003年)

福元健太郎「参議院議員選挙の定数較差の政治学的考察」、「ジュリスト」1395号(2010年3月1日号)、38ページ～43ページ

著者プロフィール

福元 健太郎 (ふくもと・けんたろう)



学習院大学法学部教授。1972年生まれ。1995年東京大学法学部卒業。同助手、米ハーバード大学客員研究員などを経て現職。博士(東京大学、法学)。専門は政治学方法論、立法政治、日本政治。著書に『日本の国会政治』『立法の制度と過程』など。ホームページはこちら。

(写真：陶山 勉)

堀内 勇作 (ほりうち・ゆうさく)



米ダートマス大学政治学部三井冠准教授。シンガポール国立大学助教授、オーストラリア国立大学准教授を経て現職。1991年慶応義塾大学経済学部卒業。1995年米エール大学経済学修士、2001年米マサチューセッツ工科大学(MIT)政治学博士(Ph.D.)。専門は比較政治学、計量政治学。

[このコラムについて](#)

ヤバい政治学 データで分かる政治のウラ表

低投票率は、政治不信が原因なのか？有権者は、政党や候補者の政策に基づいて投票しているのか？一票の格差は、過疎地と過密地の権利の問題なのか？「ねじれ国会」は議案が通らなくて困るのか？――。

政治や選挙を巡るメディアの報道は、ステレオタイプの「政局報道」ばかりが目立つ。だがそこに、データを駆使した統計分析の手法を持ち込むと、全く違った現実が見えてくる。日本だけでなく世界の政治学界を舞台に研究活動が続ける気鋭の政治学者である筆者たちが、日本の政治に隠れた真実を、アカデミックかつスマートにあぶりだす。

日経BP社

[日経ビジネスオンライン会員登録・メール配信](#) — [このサイトについて](#) — [サイトマップ](#) — [お問い合わせ](#)

[日経BP社会社案内](#) — [個人情報保護方針/ネットにおける情報収集/個人情報の共同利用](#) — [著作権について](#) — [広告ガイド](#)

日経ビジネスオンライン SPECIALは、日経BP社経営情報グループ広告部が企画・編集しているコンテンツです。

© 2006-2012 Nikkei Business Publications, Inc. All Rights Reserved.